

平成 22 年度 第 4 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 23 年 3 月 2 日（水）午後 6 時 00 分～6 時 30 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
斯波悦久委員
植松美由紀委員

[諮問課] 保健福祉部高齢者支援課長 田森正廣
同課介護・高齢担当主査 大浦正美

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

① 消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について

配布資料

- ・ 諮問書①
- ・ 諮問の説明資料①

○第 4 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成 22 年度第 4 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、今年度第 4 回の石狩市情報公開・個人情報保護審査会ということでございます。お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。本日の審査会は委員 1 名欠席ということで 4 名の出席をいただいております。また、案件が 1 件

でございますので効率良く審議を進めて参りたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、保健福祉部高齢者支援課所管の「消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について」の諮問1件をご審議いただきます。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】川又総務部長諮問書を代読（諮問1件）

（諮問①）

石高齢第 766 号
平成 23 年 3 月 2 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について（諮問）

市内に居住する 70 歳以上高齢者世帯の情報については、すでに石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づく「石狩市情報公開・個人情報保護審査会」においての審議・答申により、消防行政等住民サービスの向上を図る目的の協定に従い、石狩北部地区消防事務組合へ毎年提供することとしておりましたが、昨今の全国的な高齢社会の進展と共に、本市における一人暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯も増加する傾向が顕著となり、また、消防法の改正に伴い、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されたことなど、一人暮らし高齢者及び夫婦世帯の高齢者宅への火災予防指導の強化や安否の確認等を実施する必要性が高まったことから、今回、改めて一人暮らし高齢者及び夫婦世帯の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の適用についてご審議して頂きたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1. 個人情報追加内容

住宅火災の予防指導の強化や安否確認などの住民サービスの向上を図るため、市内に住む 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯の情報を提供する。

(1) 情報内容

①65 歳以上、②一人暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯、③氏名、④性別、⑤生年月日、⑥住所、⑦住所コード、⑧世帯コード、⑨世帯主名

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について」の諮問書の写しと資料、以上、ございますでしょうか。

ではまず始めに、諮問①について、保健福祉部高齢者支援課よりご説明いたします。

○議 事

諮問①

【大浦主査】高齢者支援課介護・高齢担当主査の大浦と申します。それでは、私から内容について説明いたします。

本市の高齢者の状況につきましては、本年 4 月 1 日現在で、1 万 3 千人を超え、高齢化率は 22.3%となっており、年々上昇しています。

一方、家族や世帯構成も大きく変化し、年々、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯などが増加する傾向が顕著に表れています。

このような中、市では、高齢者を火災等の災害から守るために、普段からの防火意識の高揚を図るなど、消防行政に係る住民サービスとして、石狩北部地区消防事務組合が実施する訪問指導の対象者として、毎年 70 歳以上の高齢者の情報を提供しているところであります。

この情報提供については、すでに本審査会において審議・答申を頂いておりますが、今回の消防法の改正に伴い、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化され、特に一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯宅への火災予防指導強化の必要性が高まったことや一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯に対する本人の不安を解消するなどの安否確認を含め、消防職員による訪問指導を実施するために、改めて一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の

規定に基づき審議をお願いするものであります。

審議をお願いする個人情報としては、65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の氏名・性別・生年月日・住所・住所コード・世帯コード・世帯主名となっておりますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【向田会長】既に 70 歳以上の高齢者世帯については、ここで審査いただいておりますが、今度は 65 歳以上についてでございます。どういう内容なのか目を通していただいて審議をしていただければと思います。

それでは、私からで、65 歳以上の方はどのくらいの人数になりますか。

【田森課長】一人暮らしの方は、まだ把握はしておりませんが、65 歳から 69 歳までの人数が 4,194 人、65 歳以上の高齢者の人数でございますが、今年度 10 月 1 日の数値ですが 13,760 人となっております。

【向田会長】この案件は、個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づく目的外利用でございます。質問等ございましたらご自由をお願いいたします。

【斯波委員】これは、前は 70 歳以上ということで、安否確認もされていたのでしょうか。

【田森課長】安否確認というのではなく、火災報知機の設置状況の確認をすることで、おのずから安否確認ができるということになると思われま。

【植松委員】情報を提供されましたら、どうゆう手順で消防は各世帯回るのでしょうか。

【田森課長】まず、この審査会で提供してもよろしいと答申をいただけたなら、私どもで情報を取得し消防に提供いたします。

情報の提供を受けた消防では、70 歳以上の部分につきましても計画的に家庭訪問をいたしまして、指導を行っておりますが同じく 65 歳以上 70 歳未満の方にも計画的に訪問指導を行っていくものと思われま。

【植松委員】これらの訪問には、どのくらいの期間を予定しているのですか。

【田森課長】こちらの方は、6 月 1 日から義務化となりますが、本年度内に計画的に対象者全戸を訪問すると聞いております。

【矢吹副会長】65 歳以上の情報の提供は今年度限りなのか、来年度以降も継続されるものなのでしょうか。

【田森課長】今までは、70 歳以上ということで毎年情報提供しておりますので、今回以降継続的に 65 歳以上について情報提供をすることを考えております。

【向田会長】石狩市でどうのということではないのですが、この火災報知機が義務化をされ住宅に設置していないとなると、金銭的な問題で補助金などがあるのでしょうか。

【川又部長】そこまでのものは今現在無いと思われまますが、あまり設置が進まないようであれば何らかの対策は必要であると考えられま。

【田森課長】市内高齢者の施設については、国、道からの補助金ということで、経由してその施設の設備額に近い金額を補助金として出しておりますが、石狩市内ではグループホームが 16 施設ございますが、今年度までに 15 施設を実施済みですが、残り 1 施設

については来年度実施する予定です。

火災報知機とスプリンクラー等の設置につきましては施設の施設的には実施している状況となりますが、個人住宅につきましては、戸数がかなりの数にのぼると予想されておりますことから、今現在はこれに対しての補助金は無いものと思われます。

【向田会長】その他いかがでしょうか。

【斯波委員】70 歳以上の世帯は、もうすでに巡回して訪問指導しているということですよ。

【田森課長】石狩消防から平成 20 年度からの家庭査察実施状況というものをいただいているのですが、それでは、平成 20 年度が 1,643 件、平成 21 年度が 959 件、平成 22 年度が平成 23 年 2 月末現在で 1,108 件、計 3,710 件巡回しております。

【斯波委員】これら実施している中で、火災報知機の装着されている割合はわかりますか。

【田森課長】この実施状況からはわかりません。

【矢吹副会長】情報を提供した後の受けた消防側の情報の管理体制はどうなっておりますか。

【川又部長】消防には、予防課がございまして、査察は予防課がおこなうこととなっており、情報に関しましては予防課にて適正な管理が行われますが、それが外部に出るということはございません。

【植松委員】今回情報を提供しても良いということになったなら、出入りの管理はいつの時点で行われるのですか。

【田森課長】毎年データベースの更新があった時点で新たに全件の情報提供をするということになります。

【矢吹副会長】データは紙媒体なのか、あるいはフロッピーなのかファイルなのか、どのような状態で提供されるのですか。

【大浦主査】媒体でエクセルファイルにて提供いたします。

【矢吹副会長】新たに提供を受けた後、古いデータはどう処理をされるのですか。

【田森課長】情報を新たに提供した後、古いデータは返却をしていただくこととしており、間違いなく実施したいと考えております。

【向田会長】その他いかがでしょうか。提供の目的としては必要とのことで理解できる場所ではありますが、情報の管理を適正に取扱っていただきたいというところです。

【向田会長】それでは審査会としては、消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供については、これを認めるという答申でよろしいでしょうか。

【全委員】はい。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

(答申①)

平成23年3月2日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成23年3月2日付石高齡第766号をもって諮問のありました、消防行政等住民サービスを目的とする個人情報提供内容について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○その他

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】まず、審査会の委員の皆様は、本定例市議会に、審査会委員の委嘱する旨の同意案件として提出してございます。次回審査会にて辞令を交付させていただき予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。時期的には4月中過ぎ頃を予定しております。皆様お忙しい時期かとは思いますがよろしくお願いいたします。いつもどおり日程調整をさせていただきまして、なるべく皆様の都合の良い日に合わせ調整させていただきたいと思っております。

また、来年度1回目の案件としましては、前年度の情報公開等の実績報告の報告案件1件と、個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問についての審議案件1件が予定されております。以上でございます。

○閉 会

【向田会長】本日は、ご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成23年 3月 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 _____ 印